

内閣府告示第三百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道及び札幌市
- 三 構造改革特別区域の名称 さっぽろベンチャー創出特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申
請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第三百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森県
- 三 構造改革特別区域の名称 津軽・生命科学活用食料特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 青森市、弘前市、黒石市及び五所川原市並びに青森県西津軽郡鰺ヶ沢町及び深浦町、中津軽郡岩木町、南津軽郡藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村及び碓ヶ関村並びに北津軽郡板柳町、中里町及び鶴田町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）地
方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、
地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の
下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第三百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県登米郡豊里町
- 三 構造改革特別区域の名称 豊里小中一貫教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県登米郡豊里町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早

期給与特例事業（八一九）

内閣府告示第三百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 いばらき幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 土浦市、古河市、右岡市、下館市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、水海道市、北茨城市、笠間市、取手市、岩井市、牛久市、つくば市及び潮来市並びに茨城県東茨城郡茨城町、桂村、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、行方郡北浦町、稲敷郡美浦村、阿見町及び新利根町、新治郡霞ヶ浦町及び八郷町、真壁郡真壁町、結城郡八千代町、猿島郡総和町、五霞町、三和町及び境町並びに北相馬郡

藤代町及び利根町の全域並びに日立市及び常陸大宮市の区域の一部（旧日立市及び旧那珂郡大宮町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三

歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第三百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 つくば・東海・日立知的特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 水戸市、土浦市、つくば市、ひたちなか市及び守谷市並びに茨城県筑波郡伊奈町及び谷和原村、稲敷郡阿見町、那珂郡東海村及び那珂町並びに東茨城郡大洗町の全域並びに日立市の区域の一部（旧日立市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）

内閣府告示第三百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県、栃木県及び群馬県
- 三 構造改革特別区域の名称 広域連携物流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 水戸市、下館市、結城市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町、内原町及び大洗町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、那珂郡東海村及び那珂町、真壁郡関城町、大和村及び協和町、結城郡八千代町、猿島郡総和町及び境町並びに宇都宮市、足利

市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町、安蘇郡田沼町及び葛生町並びに高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市並びに群馬県佐波郡赤堀町及び東村、新田郡新田町及び藪塚本町及び邑楽郡邑楽町の全域並びに日立市、常陸太田市、常陸大宮市及び前橋市の区域の一部（旧日立市、旧常陸太田市、旧久慈郡金砂郷町及び旧那珂郡大宮町及び旧前橋市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（七〇六）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一一二〇四）

内閣府告示第三百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 健康福祉千葉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市及び白井市並びに千葉県印旛郡栄町、香取郡栗源町及び東庄町、海上郡海上町、長生郡睦沢町、長生村及び白子町並びに安房郡鋸南町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。(指

定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(九〇六)

内閣府告示第三百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県並びに千葉県山武郡山武町及び安房郡白浜町
- 三 構造改革特別区域の名称 有機農業推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 千葉県山武郡山武町の区域の一部（大字埴谷、大字板川、大字板中新田、大字横田及び大字実門）及び安房郡白浜町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地

方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第三百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年七月七日内閣府告示第二百五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 三 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）、校地面積基準の引き下げによる大学設置事業（八一―）、学校設

置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇
一一一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空地にかかる要件の弾力化に
よる大学設置事業（八二九）

内閣府告示第三百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都新宿区
- 三 構造改革特別区域の名称 専門職育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都新宿区の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己

所有を要しない大学等設置事業（八二二（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第三百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際ＩＴビジネス交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市の区域の一部（港北区新横浜一丁目及び二丁目の全域並びに新横浜三丁目、小机町、新羽町及び鳥山町の区域の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特
定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び外国人情報処理技術者受入れ促進
事業（五〇七）

内閣府告示第三百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 十日町市並びに新潟県中魚沼郡川西町及び中里村並びに新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村
- 三 構造改革特別区域の名称 越後里山活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 十日町市並びに新潟県中魚沼郡川西町及び中里村並びに新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）、農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（一〇〇五）、農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）及び地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業（一二二五）

内閣府告示第三百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県
- 三 構造改革特別区域の名称 満3歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大田市、飯山市及び塩尻市並びに長野県南佐久郡臼田町、北佐久郡軽井沢町、望月町、浅科村及び御代田町、小県郡丸子町及び真田町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、南安曇郡豊科町並びに北安曇郡白馬村の全域並びに千曲市の区域の一部（旧更埴市及び旧戸倉町）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三
歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第三百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野県小県郡青木村
- 三 構造改革特別区域の名称 青木村都市農村交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県小県郡青木村の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（10011）

内閣府告示第三百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県
- 三 構造改革特別区域の名称 スイートバレー・情場形成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市、大垣市、関市及び美濃市の全域並びに各務原市の区域の一部（旧各務原市の区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 口
ポット公道実験円滑化事業(一〇三)、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業(四〇三)、外国人研
究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処
理事業(五〇四)及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業(五〇七)

内閣府告示第三百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名古屋港管理組合
- 三 構造改革特別区域の名称 名古屋港産業ハブ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 名古屋港臨港地区（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外における通関体制の整備による

貿易の促進事業（七〇二）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（二二〇四）

内閣府告示第三百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際みなと経済特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神戸市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請

優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）
（ 学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））

内閣府告示第三百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北九州市
- 三 構造改革特別区域の名称 北九州市国際物流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北九州市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業（五〇四）、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外に
おける通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）、資本関係等によらない密接な関係による電力の
特定供給事業（一一〇三（一一二二））及び公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（一二〇一）

内閣府告示第三百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(五〇四)、外国人情報処理技術者受入れ促進事業(五〇七)、夜間大学院留学生受入れ事業(五〇八)、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(七〇一)、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業(七〇二)、学校設置会社による学校設置事業(八一六)、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業(八二一(八〇一―一))、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業(八二八)、空き地にかかる要件の弾力化による大学設置事業(八二九)、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業(一二〇一)、特定埠頭運営効率化推進事業(一二〇三)及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業(一二〇四)

内閣府告示第三百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県
- 三 構造改革特別区域の名称 佐賀県幼稚園早期入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市及び鹿島市並びに佐賀県佐賀郡諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、大和町及び富士町、神埼郡神埼町、千代田町及び三田川町、三養基郡基山町、中原町、北茂安町及び三根町、東松浦郡浜玉町及び呼子町、西松浦郡西有田町、杵島郡山内町、大町町、白石町及び有明町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三
歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第三百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 ながさき有害鳥獣被害防止特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 平戸市及び五島市並びに長崎県北松浦郡大島村及び生月町並びに南松浦郡新上五島町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 有

害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

内閣府告示第四百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 ながさきディサービス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 佐世保市及び大村市並びに長崎県西彼杵郡多良見町、南高来郡北有馬町及び南松浦郡新上五島町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指

定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第四百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 神話・伝説のふるさとツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮崎市、日南市、日向市、西都市及びえびの市並びに宮崎県南那珂郡南郷町、北諸県郡三股町及び高崎町、西諸県郡高原町及び野尻町、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、西米良村及び都農町、東臼杵郡南郷村、西郷村、諸塚村及び椎葉村並びに西臼杵郡高千穂町及び五ヶ瀬町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。(農
家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業(四〇七)、特定農業者による濁酒の製造事業(七〇七)
及び国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業(一三〇一及び一三〇二))